

豊中市土地利用の調整に関する条例の規定による 開発行為等の着手・完了にあたって

- ◎工事の着手までに開発審査課 開発検査係に『開発行為等着手届出書』を提出してください。
届出書に記載する協議番号や完了年月日等は、豊中市土地利用の調整に関する条例の協議の番号等です。(都市計画法第29条の許可の番号等ではありません。)

このQRコードから開発行為等着手届出書の
電子申込みができます。



- ◎工事中に協議内容について変更する場合は、必ず事前に開発審査課 開発審査係に連絡し、必要な手続きをしてください。

- ◎工事が完了したときは、開発審査課 開発検査係に『開発行為等完了届出書』を提出してください。

このQRコードから開発行為等完了届出書の電子申込みができます。

電子申込は **PM3:00** までに申込みしてください。

※1. 原則 PM3:00 以降、休日、祝日は翌日の受付となります。

※2. 電子申込に訂正事項等がある場合、訂正完了が PM3:00 以降になるときも翌日の受付となります。



また、開発検査係が担当課を取りまとめるうえ、以下の要領で、協議内容に適合して施行されているか現場確認を行います。

- 現場確認は、毎週水曜日の午後に実施します。

件数が多い場合は、水・木曜日に分けて行います。(現場確認日の指定はできません。)

現場確認日の仮予約は電話で早めに行ってもらえると助かります。

都市計画法の完了検査も水曜日に行います。

- 前週の金曜日まで **(電子申込の場合は金曜日の PM3:00 まで)** に、『開発行為等完了届出書』と添付書類を開発検査係に提出してください。

添付書類：委任状・竣工写真(・報告書(国道、府道、河川等の管理者(豊中市以外)に工事完了を確認された旨のもの))

- 現場確認の時間は月曜日の午前中に決定しますので、電話で確認してください。

前の検査や交通事情により予定時間を前後する場合があります。

- 現場確認は、各担当課が分かれて一斉に行いますので、対応できる人数をお願いします。特に代理者及び施工者の方は、必ず立会いをお願いします。

- 現場確認の結果、協議内容に適合しているときは、『開発行為等適合通知書』を発行します。

- 給水工事で新たに引き込み工事がある場合、事前に上下水道局の検査を済ませておいてください。

※開発許可、宅造許可を伴うものについては、別紙の『開発許可の工事着手にあたって』及び『宅造許可の工事着手にあたって』を参照してください。